

## E 要介護者保健福祉対策

## 1 介護保険制度

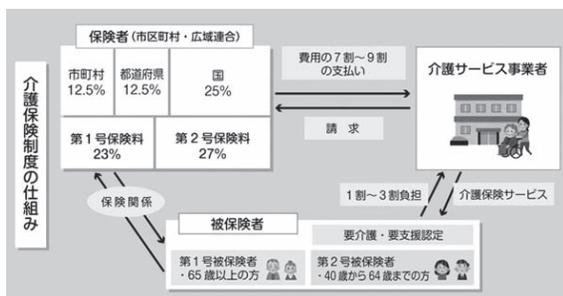
高齢化による要介護者の増大、核家族化の進展などによる家族の介護基盤の弱体化、介護費用に対応する財源確保の必要性などを背景に、介護保険制度が平成12(2000)年に施行された。介護保険制度の趣旨は、①介護に対する社会的支援、②要介護者の自立支援、③利用者本位とサービスの総合化、④社会保険方式の導入であり、社会全体で介護を支え、保健・医療・福祉にわたる総合的なサービスを利用可能にするものである。

## (1) 制度の運営

介護保険の保険者は市町村と特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)、被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者に区分される(表11-4)。介護保険者は、介護サービス費用の7～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営している。財源は公費5割、保険料5割(現在、第1号保険料23%、第2号保険料27%)とされている(図11-1)。

●表 11-4 ● 介護保険制度の被保険者の区分による特徴

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入者	65歳以上	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険給付を受ける者	・寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする者(要介護者) ・家事など日常生活に支援が必要な者(要支援者)	初老期認知症、脳血管疾患、がん末期などの特定疾病(16種)のため介護や支援が必要となった者
保険料徴収	市町村	医療保険者が医療保険料とともに徴収し、納付金として一括納付



●図 11-1 ● 介護保険制度の仕組み

(厚生労働省:「介護保険制度について(40歳になられた方へ)」リーフレットより抜粋)

## 社会保険方式

保険加入該当者全員が強制加入し、保険料を支払い、救済を必要とする加入者が保険給付を受けられるという制度である。つまり、弱者を加入者全員(社会全体)で支え合う制度で、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険が該当する。

## 広域連合

広域連合は、さまざまな広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成7(1995)年6月から施行されている制度である。市町村が行う事務のうち、消防や廃棄物処理のように1つの市町村が単独で行うより、他の団体と共同で行ったほうが効率的な事務があり、このような場合に設けられるのが市町村の「組合」であり、「広域連合」もこの「組合」の形態の1つである。広域連合は、都道府県、市町村、特別区が設置することができる。

## 特定疾病(16種)

- ①がん末期(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る)
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥初老期における認知症(アルツハイマー病、脳血管性認知症など)
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患)
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊性管狭窄症
- ⑩早老症(ウェルナー症候群など)
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患(脳出血、脳梗塞など)
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患(肺炎腫、慢性気管支炎など)
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

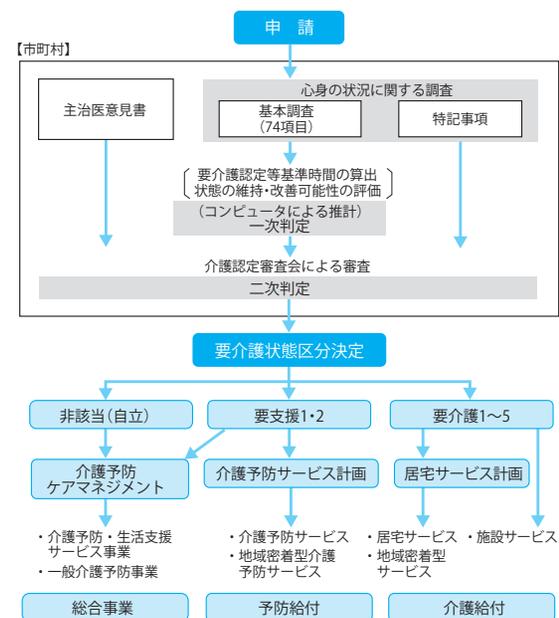
## (2) 利用の手続き

介護保険給付を受けるには、申請に基づいて調査が行われ、介護認定審査会(各市町村において、保健、医療、福祉の学識経験から構成)で「要介護」か「要支援」の認定を受ける必要がある。認定のための調査や審査判定は、公平性と客観性を期すことから、全国一律の基準が用いられている。認定の有効期間は3～12か月(原則6か月)である。図11-2と次に利用手続きの順序を示す。

- ①被保険者(または家族など)が市町村に申請する。
- ②市町村の職員(更新、変更の場合は介護支援専門員でも可)が被保険者の心身の状況について基本調査(認定訪問調査)し、コンピュータによる一次判定(5分野ごとの要介護認定等基準時間)を行う。
- ③一次判定の結果、主治医の意見書ならびに特記事項をもとに、介護認定審査会で審査し、二次判定を行う。
- ④市町村は結果(非該当(自立)、要支援1・2、要介護1・2・3・4・5)を被保険者に通知する。

## 要介護認定等基準時間

介護の必要度を介護にかかっている時間(分単位)で表したものの



●図 11-2 ● 要介護認定の流れと介護サービス利用の手続き

(厚生労働統計協会 編:国民衛生の動向 2021/2022, 厚生労働統計協会, 2021, 一部改変)